

令和8年6月26日

物流・自動車局技術・環境政策課

## 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～トラック、バス、タクシー運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、6月30日9時より補助金の申請受付を開始します。

### 1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

### 2. 補助事業の内容

(公財)日本自動車輸送技術協会及び国土交通省のホームページをご覧ください。

○(公財)日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイト

<https://ataj-asv.jp/> ※申請は令和8年6月30日9時より可能となります。

○国土交通省ホームページ

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_08\\_application.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_08_application.html)

### 3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所:(公財)日本自動車輸送技術協会

○申請受付期間:令和8年6月30日9時～令和9年1月29日17時

(別紙参照)

### 4. 留意点

○申請受付窓口は「**(公財)日本自動車輸送技術協会**」となっています。

**運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。**

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了しますのでご注意ください。

### 【連絡先】

物流・自動車局技術・環境政策課 吉成、林原

代表:03-5253-8111(内線:42214、42254)、直通:03-5253-8590

## 令和8年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

### 1. 補助対象事業者(詳細はHP参照)

#### ① 自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)

一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者、  
一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、  
一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者

ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象となります。

#### ② リース事業者

①の自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸渡す者

### 2. 補助事業の概要

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

① 受付時間:令和8年6月30日9時～令和9年1月29日17時

② 補助対象:令和8年4月1日～令和9年1月29日までに新車新規登録された車両  
(装置)であること(後付け装置の場合は同期間における購入と装着で  
あること)

#### ③ 補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率 <sup>※1</sup>	補助限度額 <sup>※2</sup>
衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス	1/2 (1/3)	100,000円 <sup>※3</sup> (67,000円)
車間距離制御装置＋ 車線維持支援制御装置	・トラック ・バス ・タクシー		100,000円 (67,000円)
ドライバー異常時対応シス テム	・トラック ・バス ・タクシー		100,000円 (67,000円)
先進ライト	・トラック ・バス ・タクシー		100,000円 (67,000円)
側方衝突警報装置	・車両総重量 3.5トン超 8トン以下のトラック ・バス		50,000円 (33,000円)
後側方接近車両注意喚起 装置	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス		50,000円 (33,000円)
統合制御型可変式速度超	・バス		100,000円

過抑制装置		(67,000 円)
アルコール・インターロック	・トラック ・バス ・タクシー	100,000 円 (67,000 円)
事故自動緊急通報システム ※4 ※5	・トラック ・バス ・タクシー	50,000 円 (33,000 円)
車輪脱落予兆検知装置 ※2 ※4	・車両総重量 8 トン以上のトラック ・乗車定員 30 人以上のバス	50,000 円 (33,000 円)
道路標識注意喚起装置	・トラック ・バス ・タクシー	30,000 円 (20,000 円)
自動式前照灯照射方向調節装置	・車両総重量 3.5 トン超のトラック ・バス ・タクシー	50,000 円 (33,000 円)

※1 ( )内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合

※2 1車両あたり複数の装置を装着する場合には、1車両あたり上限 トラック:

200,000 円(車輪脱落予兆検知装置を備えた場合は 250,000 円)、バス:300,000 円、タクシー:150,000 円とする。

※3 トラクタに装着するものであって、当該トラクタとともにトレーラーを導入する場合の補助限度額は 150,000 円とする。

※4 後付けのものも可とする。ただし、補助対象は当該システムに係る認定申請を踏まえ、国土交通省において決定。

※5 後付けの事故自動緊急通報システムにあっては、補助限度額は 30,000 円(中小企業者以外は 20,000 円)までとする。また、サブスクリプションによる導入も補助対象とすることとし、その場合の補助限度額は 12 ヶ月分の料金 × 1/2(中小企業者以外は 1/3)とする。